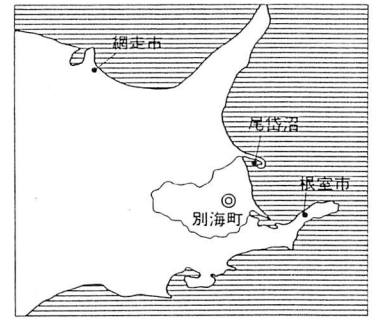


合言葉は「木を植えて 魚をふやす」

農林業とも提携深めて 8年間で30万本を植樹

ルポライター
滝川康治



88年から全道の漁協婦人部で始まった植樹活動が、着実な歩みを続けている。森、川、海の環境を結んで、農林業の人たちとの提携も盛ん。道東の別海町のケースを中心に、浜の母さんたちの思いや運動の広がりを紹介する。

西別川の清流を取り戻す

摩周湖の麓に端を発して、広大な酪農地帯を蛇行しながら根室湾に注ぐ西別川。この川で捕れたサケは、江戸幕府に献上された歴史が示すように、味には定評がある。「日本一おいしいサケ」と、漁師たちは胸を張る。九月中旬のある日、別海漁協婦人部長の大橋ヒサ子さんのお宅を訪れると、自宅脇の加工場



新緑のなかで植樹作業に汗を流す別海・野付両漁協婦人部の人たち

から、農協と漁協の関係がしつくりいかない場面も多かった。町内の農家に生まれた大橋さんの子ども時代は電気のない生活だったし、鬱蒼と繁るナラの木に牛や馬がつかがれている風景を見て育つ。そんな体験があるので、川をめぐって両者が反目しあう姿に心を痛めてきた。

が、最近はずいぶん違う。植樹活動が広がるにつれて互いの変化を実感するようになった。酪農家の主婦たちと一緒に植樹作業に汗を流す機会ができた昨年、大橋さんは「こういう姿を夢見てたんだなあ」と思っ、涙がこぼれた。そんな感激的な場面もあった。「ともすれば農家の人たちが後ろめた工場

自然に対する畏敬の念を

野付漁協婦人部長として二百人近い部員を束ねる北潟珠栄さんは、大橋さんより三つ年上の五五歳、明るく快活な人である。「百年かけてなくした木を、百年かけて育てる——そのことに向かって動

がスコップを手に植樹に汗を流す。床丹川にあるサケ・マスふ化場の周囲から始まって、バラサン沼に近い道有林や西別川筋などと、植樹の範囲も広がってきた。九月下旬には、地元の人たちも参加して、道有林で枝払いの研修を初めてやってみた。

「大地に木を植えると、いい気分になるんだよね。(植樹は)六月なので実感わくし、それで魚が殖えるなら尚更いい。大げさに「環境を守ろう」ということじゃなく、自然な形でいきたい、と思うんです」大橋さんはこう言っていて、自然体での取り組みを強調する。昨年からは、酪農家の人たちと一緒に木を植える機会も増えてきた。

別海町のある根釧台地は、パイロットファームや七〇年代の新酪農村事業に象徴されるように、多額の国家予算を投じた農政主導型の大規模酪農郷づくりに翻弄されてきた地域である。

それは、自然環境の悪化と引き換えの酪農発展の道だった。森林伐採で後背地が失われたのに加えて、草地開発などで河畔林が減ったために土砂や糞尿が流入しやすくなり、サケ・マス増殖河川は大きな痛手をこうむった。だ



「酪農の母さんたちとの交流が楽しい」と話す大橋さん

きたせば形になるんです。子育てが人間性を育てるし、それを見ながら親も学んでいく。木を育てることも、それと同じだと思う」

と、話す北潟さんは、日高の漁家に生まれた。暑い畑で草を取るよりも、漁師がいい」と、六二年に結婚して尾岱沼に移り住んだ、根っからの浜の母さんだ。小学生のころ、道漁連の役員



「資源管理型漁業、子育て、植樹は同じもの」という北潟さん

だった父親から協同組合運動の理念を聞かされて育った。七〇年代からの共同経営で軌道に乗った資源管理型漁業と、子どもや木を育てることは共通性をもつ——という見方である。

婦人部では八九年、尾岱沼地区に山

林を購入した。「魚をばぐくむ野付婦人部の森づくり」と銘打って、六月になるとシラカバやハルニレの苗木を植える。今年は、町の植樹祭が尾岱沼で行なわれて、高校生や酪農家の主婦らと一緒に作業に汗を流した。この春には、野付緑の少年団（松下松美団長・八十六人）が誕生するという、うれしい話題もあった。

二十年ほど前の北潟さんは、都会の消費者運動に対して、「そこまで柳樹を逆立てなくても…」と違和感を抱いていた。が、自分たちで木を植えるようになって、食品添加物問題などでいち早く国や企業に向かっていった人たちを、心から偉い、と思うようになった。今では、植樹も消費者運動も同じ次元の問題だと受け止めている。

20年前にわたしの母の原点

「お魚殖やす植樹活動」は八八年、北海道漁協婦人部連絡協議会（略称・道漁婦連）の創立三十周年の記念事業として始まった。「百年かけて、百年前の自然の浜を」を合言葉に、この八年間

北潟さんは以前、千人くらいが集まった漁業団体の催しのなかで、山菜採りに行った先でカムイノミ（神への祈り）を捧げる日高管内のアイヌのフチ（おばあさん）の話を紹介しながら、自然の大切さを強調したことがある。「見せかけの豊かさに惑わされて、そのフチのような生き方、自然に対する畏敬の念を忘れていっているんじゃないかな。それが自然環境の破壊や人心の荒廃につながっている。資源は限られたものなんだから、腹八分目の生活をして、ものを無駄に使いすぎないことが大事だと思いますよ」というのが、浜の生活とすじに生き、植樹活動を引っ張ってきた北潟さんのとどろついた結論である。わたしは、そうした話に植樹活動に対する思想の深まりを感じる。

地区では新酪農村の話が持ち上がり、河川改修を何としても阻止し、原始河川のままにしておきたい——という気持ちで漁業関係者にあつた。ふ化場の人を招いて、浜の女の人たちが森と川の関係の勉強会もやった。「木を植えて、川を守ろう」の芽は当時からあり、現在の植樹活動の先駆けになった」

こう振り返る柳沼さんは七〇年から四年間、指導漁連の根室支所に赴任した経験がある。新酪事業を推進する行政や農業側と、海の汚染を案じる漁業側とが鋭く対立し、漁協青年部は「絶対反対」を掲げて譲らなかつた。その決議文を起草した思い出もある。

この「漁・農対決」は七三年、知事と根室管内漁協組合長会議との間で、「漁業者の同意なくして、サケ・マスに関する開発事業はできない」とする覚書を交わして決着する。それ以降、河川工事に関する漁業者と事業者側の



植樹運動の仕掛け人・道指導漁連の柳沼さん

な活動目標が掲げられている。

① かけがえない海、河川、湖沼などが生活の場として今、どのようになっているか。そして将来、どうあるべきか学習し、理解を深める。

② 自然の摂理に基づき魚を殖やすに

は、森林の機能が有効だと信じ、植樹に目を向け可能な範囲で実行する。

③ 大自然の接点で生きる私たちは、地球規模で起きているあらゆる環境破壊に対して鋭く目を向け、必要な行動を起こす。

④ 今まで進めてきた海をきれいにするための取り組みを、引き続き創意を生かして実施する。

⑤ 植樹活動を通じて森林組合の人々と手を結び、世界的に沸き上がる協同組合間提携運動の一翼に貢献する。

⑥ 行政や他団体、一般住民に働きかけ、かけがえない海を守るために取り組みを強める。

「地域で行動し、地球規模で考える」ことの漁民版が、道漁婦連の植樹活動といっていいただろう。

高まる関心、行政も洋面

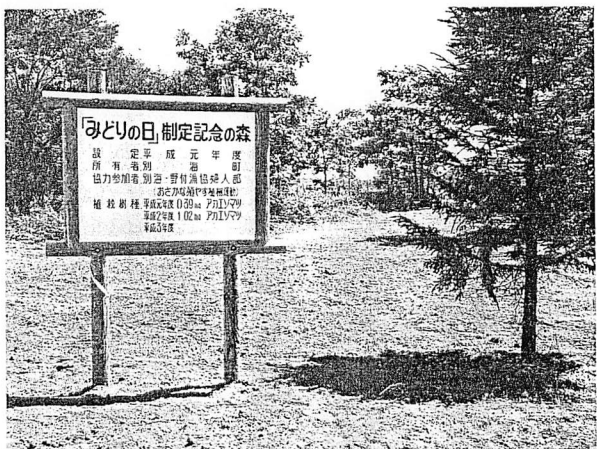
植樹運動のすそ野は、年を追うごとに広がっている。

サケののぼる森づくり運動（寿都町漁協、お母さんと子どもたちのマリン植樹祭（富島漁協）、コンプの森づくり植樹祭（渡島管内の六漁協合同）などと、ネーミングのなかに部員たちの思いがこもる。町や生協と合同で植樹を実施するところもある。苗木を植える場所も、ふ化場や河川の周辺、公園、岬、海岸線など多岐にわたる。樹種も土を肥やす広葉樹が増えてきた。

大橋、北潟さんたちが暮らす別海町では昨年「魚をばぐくむ森づくり事業」が始まった。西別川流域の両側

五十メートル幅に広葉樹を主体に苗木を植えて、河畔林を再生させるプロジェクト。農民側も自分の土地を提供しなければならぬことから調整に手間取ったものの、道林務部が仲介役になつて実現にこぎつけ、昨年春、別海町と町内の五農協二漁協が協定に調印したのである。

十カ年計画で流域の百三ヘクタール（うち六十六ヘクタールは町が民有地を購入予定）に二十一万本の植樹を行なう壮大な計画で、町の単独事業に近い、という。同町農林課では、「今まで木を伐ってきた反省もあり、民間と町とが一体となった森づくりをしていき



最初の4年間は床丹川のふ化場の周りにアカエゾマツを植えた

柳沼さんによると、全国各地で漁業や魚のネーミングで植樹活動が展開されており、行政側も森と海の生態系についての予算化やパンフレットの作成などで、積極的な関心を寄せるようになった、という。

魚類を集めたり、その繁殖・保護を図る目的で設けた海岸林を「魚付き林」と呼ぶ。魚類が暗いところを好み、森林が風波を防いで水温を安定させることを利用したもの、とされる。

一橋大教授の室田武さん（経済学）の研究によると、道内では明治・大正時代に魚付き林を保安林に指定して禁伐にしたり、より積極的に行方行政が補助金を交付して魚付き植林を奨励したこともあるが、やがて遠洋漁業が盛んになるなどの過程で、一部を除いて魚付き林の意義が次第に忘れ去られるようになった、という。

たい」と話し、漁協婦人部の活動に触発された面が強いことを認める。

佐野力三町長も町内で開かれた「生涯教育フォーラム」のなかで、「川の水质改善から川と森に目をあげて、農家を含めた環境改善の実践に立ち上がった漁協婦人部の姿勢は、町の考えと一致します」と述べていて、開発偏重の行政のあり方を省みる姿勢もうかがえる。

道は、十月中にも魚付き林の検討会を発足させることになった。「森との関係で、魚が本格的に注目されてきた証拠。これまで行政は、「魚付

き林は効果がない」と主張してきたが、私たちの運動もあつて見直しが進んできたようだ」と、柳沼さんはこうした動きを評価する。

「生産と環境」が課題に…

浜の女性たちのなかに根づいた植樹

活動だが、柳沼さんの目から見れば、さまざまな課題があるという。

「安全や環境の視点を漁協の指導事業や自分たちの生産のなかに位置づけることが、まだ中途半端だ。それができないければ食べ物の生産ができない、と位置づけることが大切でしょう」

最近、野付漁協のホタテのウロの不法投棄が問題になった。漁業廃棄物問題は、自然の許容量を超えた生産によって生じた酪農の糞尿問題と共通する面がありそうだ、というのがわたしの見方だが、植樹運動の思想を深めていけば自ずから解決の手がかりが見つかるのではないだろうか。

八年間の活動を通して森林組合などの「協同組合間提携」が進んできたことも成果のひとつだが、柳沼さんはもう一歩踏み込んで「協同組合の二元

化」を唱える。

「大規模合併に顕著なように会社と協同組合の境界がなくなり、相互扶助そつちの効率がなくなり、相互扶助がある。活動の原点に戻り、漁協や農協、森林組合、生協が提携して、河川の流域ごとで一緒にできる分野から生産のシステムをつくるべきではないか」

たかが植樹、されど植樹——この活動はなかなか奥が深い。

「先に植えた木が森らしくなるまで、植樹は一年でも長く続けたい」

こう話す大橋さんは、婦人部の活動が世に出ることは初めてだった、と振り返り、植樹を通じて部員たちの意識が高まり、森づくりの機運が浸透してきたことに手応えを感じている。そんな営みが浜の若い女性たちに引き継がれ、より積極的な環境問題への取り組みに発展していくことを期待したい。



マイホームを取得したとき

住宅ローンなどを利用してマイホームを取得したり、増改築などを行った場合で、一定の要件に該当するときは、入居した年とその翌年は最高三十万円、入居後三年目から六年目までは最高二十五万円が住宅取得等特別控除として所得税額から控除されます。また、マイホームの取得資金を父母や祖父母からもらった場合で、一定の要件に該当するときは、もらった金額が三百万円以下の場合には贈与税はかかりません。

【住宅取得等特別控除】
住宅ローン等を利用して、マイホームの取得や増改築等をしたときは、住宅を居住の用に供した年から六年間、住宅取得等特別控除として所得税額から控除することができます。

【住宅取得資金の贈与の特例】
父母や祖父母から、平成七年十二月三十一日までに住宅取得資金の贈与を受け、次の要件にあてはまる場合には、贈与税の申告をせず、一千万円までの部分について五分五乗方式（贈与を受けた財産の価額を五分の一して税金を計算し、その税額を五倍して納税額

を算出する方法）により贈与税額を計算する特例を受けることができます。この特例を受けると、三百万円までの住宅取得資金の贈与については贈与税はかかりません。

【特例を受けるための要件】
(1) 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、その資金の全部を国内における居住用家屋の新築又は取得に充てること。(2) その家屋は床面積五十㎡以上二百四十㎡以下であること。(3) その家屋が建築後使用されたことのある家屋であるときは、取得日以前十五年以内（その家屋がマンション等の耐火建築物であるときは二十年以内）に建築されたものであること。(4) 贈与を受けた年の翌年三月十五日までに、その家屋に居住しているか、又は居住することが確実であると見込まれること。(5) 贈与の前五年以内において、自己又は配偶者が所有していた住宅用の家屋に居住していないこと。(6) その年分の合計所得金額が千二百万円以下であること。(7) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること。(8) 既にこの特例の適用を受けたことがないこと。